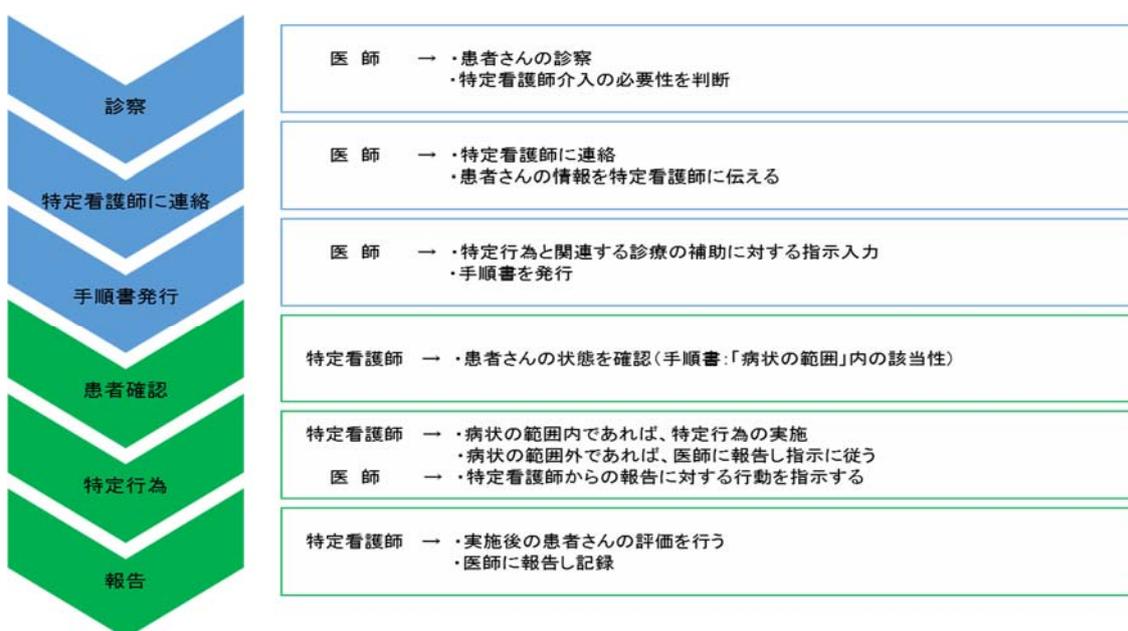


当院の特定看護師について

当院では、保健師助産師看護師法に基づく特定行為研修を修了した看護師を「特定看護師」と呼称しています。特定行為は、診療の補助として行う難易度が高い医療行為に位置づけられています。当院の特定看護師は、実践に堪えうる高い技術力と判断力、倫理観を有する看護師として、看護の関わりの中で、特定行為を含めた医療サービスを提供します。

また当院では、特定看護師が手順書により特定行為を行う場合は、診療科・部門の要請を受け、手順書による実施許可を取得したのち特定行為ができる体制を整えています。特定看護師の活動調整は、特定看護師活動支援室で行っています。

特定行為実施の流れ



特定看護師の活動領域について

急性期管理領域	3名 (麻酔科所属1名)
感染症管理領域	1名
創傷管理領域	2名

2019年10月31日現在

特定行為研修受講状況について

急性期管理領域	4名
創傷管理領域	2名 (大学院修士課程コース1名)

2019年度実績

<特定看護師の活動についてのお問合せ先>

患者支援センター (TEL: 077-548-2772)